

全員協議会次第

令和4年4月19日
全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:30)
郡司事務局長
2. 挨拶
小松議長
3. 協議事項
(1) 立地適正化計画の策定をすることについて
4. 報告事項
(1) 議会広報広聴常任委員会
(2) 議会運営委員会
(3) 政策検討会議
5. その他
6. 閉 会 (11:29)
山口副議長

令和4年4月19日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員 久保健二
議員 吉村美津子
議員 桃園典子
議員 林善美
議員 落合信夫
議員 本名洋
議員 細谷光弘
議長 小松伸介

議員 鈴木淳
議員 内藤美佐子
議員 細田三恵
議員 菊地浩二
議員 増田磨美
議員 井田和宏
副議長 山口正史

欠席議員

なし

説明者

都市計画課長 井上忠相
財政デジタル推進課長 西島脩平

都市計画課副課長 高柳正樹
施設課長 古山智志

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長 郡司道行

事務局書記 山田亜矢子

◎開会の宣告

○事務局長（郡司道行君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。
(午前 9時30分)

◎開会の挨拶

○事務局長（郡司道行君） 開会に当たりまして、小松議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（小松伸介君） 皆様、おはようございます。本日は、全員協議会ということで、早朝よりお集まりいただきまして、大変にありがとうございます。

やっと春らしくなってきたかなというふうに感じております。本当に春となって桜も咲いてとってから、また寒くなったりとかしましたけれども、これからちょっと安定していくのかなんて思っています。体調を崩しやすい時期でもございますので、皆さん、一重に気をつけていただきたいというふうに思います。

コロナのほうも感染者、減少傾向とはなっていますけれども、まだまだ多い状況ですので、そちらのほうも併せて気をつけていただきたいと思います。

本日は、協議事項、立地適正化計画の策定ということで担当課の皆様にはご出席をいただきまして、大変にありがとうございます。丁寧なご説明をお願いできればというふうに思いますので、どうか今日も一日よろしくをお願いいたします。

以上です。

○事務局長（郡司道行君） ありがとうございます。

◎立地適正化計画の策定をすることについて

○事務局長（郡司道行君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくをお願いいたします。

○議長（小松伸介君） それでは、協議事項に入る前に飲料水の持込みと飲用を許可したいと思います。

それでは、協議事項に移らせていただきます。立地適正化計画の策定をすることについてということで、担当課の皆様にはご出席をいただいております。

説明をお願いしたいと思います。

財政デジタル推進課長。

○財政デジタル推進課長（西島脩平君） おはようございます。本日はお忙しいところ、ご発言の機会をいただきまして誠にありがとうございます。今ございました立地適正化計画の策定をすることについてということで、まず冒頭、私からひとつご発言させていただきたいと思います。着座にて失礼いたします。

4月22日に臨時議会のほうを今予定させていただいているところで、議案の準備を進めさせていただいているところでございますけれども、立地適正化計画の策定に当たっての業務委託料というのがございまして、そちらのほうを臨時会のほうに提出する予算のほうに計上させていただく方向で今進めているところでございますので、よろしくをお願いいたします。それに当たりまして立地適正化計画の概要について、ちょっと改めてお話しさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） 続きまして、都市計画課長。

○都市計画課長（井上忠相君） おはようございます。私のほうから、ただいま西島課長より説明のありました臨時議会のほうに立地適正化の策定業務委託の予算を計上するというので、その計上するに至った経緯のほうを今からお話しさせていただきます。

この立地適正化計画策定につきましては、平成29年3月に議会のほうで一般質問をいただいたことを確認しております。令和2年4月から都市計画マスタープラン、新しいものが運用されていく中で、次の策定、今回の運用後、次の実行計画となろうとする、なるものとなっている立地適正化計画に策定を進めていく必要があるというふうなことは考えておりました。その策定期間に関して検討しているさなか、今年の2月になりかけのとき、埼玉県のほうから立地計画策定についての説明がありまして、その説明を聞く中で、この計画の重要性を改めて認識したところで、策定期間をできるだけ早い時期に定めようということも考えておりました。

その後、県と年度末にわたり数回、課題に向けた教示をいろいろいただいたところ、藤久保地域拠点整備に関して補助が発生するのではないかというようなお話をいただきまして、その後、庁内の施設マネジメント課、財政デジタル推進課、また県、あとは今、藤久保拠点のアドバイザー業務をやっている受託者と情報共有をしたところ、こちらのほうの補助金が発生する見込みが高いということが分かりましたので、当初、令和5年もしくは今年の定例会の補正で計上させていただこうかと思ったのですが、このような臨時議会が開会されるということで、できれば委託期間というのも十分確保して、策定着手時期を前倒しできる機会というふうになりましたので、このような経緯となりました。

その立地適正化の説明につきましては、都市計画副課長の高柳のほうから説明申し上げます。

○議長（小松伸介君） それでは、都市計画課副課長。

○都市計画課副課長（高柳正樹君） 都市計画課、高柳です。立地適正化計画の策定をすることについて説明をさせていただきます。

立地適正化計画とは、平成26年8月に都市再生特別措置法を改正し、制度化されております。全国的に都市を取り巻く状況は、人口の減少と高齢者の増加や拡散している市街地となっております。それにより医療、福祉、商業等の生活サービスの維持が困難であったり、公共交通の縮小やサービス水準の低下による生活を支える機能の低下、企業の撤退や中心市街地の衰退、低未利用地や空き店舗の増加による地域経済の衰退、社会保障費の増加やインフラの老朽化への対応が厳しい財政状況が課題となっております。

また、大雨や台風により土砂災害や水害などに対して危ないところには家を建てないようにするなど、安全に暮らしていくために防災指針を策定することになっております。人口密度を保ち、その中に都市機能を誘導することにより、生活利便性の維持、向上や生活サービス施設へのアクセスの確保、サービス産業の生産性向上などによる地域経済の活性化、健康増進による社会保障費の抑制などの効果などが見込まれています。

お手元の資料の最終ページに載せてありますが、三芳町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでは、平成22年度では3万8,613人の人口が令和22年度では2万143人、令和42年では2万878人と推計しています。当然それぞれ22年が3万4,490人、42年が3万21人の目標を目指し施策を行っていくわけですが、一方で人口が減少していく推計も見られていますので、立地適正化計画では市街地に緩やかに誘導を行っていく計画と

なっておりますので、立地適正化計画の策定により将来の持続可能な都市づくりを実現できるように考えております。

それでは、資料を1枚めくっていただきまして2ページを御覧ください。ここから先は主に国の資料などを基に説明をいたします。このページにつきましては、立地適正化計画を作成する背景と求めるべき市街地像が書かれています。

戦後の人口増加による市街化が公共交通や主要道路を中心に市街地が広がるように形成されたものが少子高齢化を迎え、市街地の低密度化となるために公共交通を軸とした持続可能な都市経営を可能とする集約型都市構造の形成の必要性が生じ、コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりがうたわれるようになりました。

下の図につきましては、一般的に(1)が(2)の図になっています。そのままであると(3)のように広がった市街地が低密度になってしまう様子が書かれていまして、(4)の図のように公共交通沿いに集約拠点の形成を促進したまちづくりをしましょうということを表しています。計画策定の中で考えていくこととはなりますが、三芳町では既に町自体がコンパクトでありますので、(3)のように市街化を広げない、今ある市街地をどう守っていくかを考えていくことになるのではないかと考えています。

次のページを御覧ください。このページにつきましては、立地適正化計画を作成することによる項目別にした効果が書かれています。項目別効果につきましては、都市機能維持関連については人口密度が維持されることにより、都市の持続が可能となること、市街化と市街化調整区域を分けることとは異なり、強制的ではなく、緩やかな誘導を行うことができることを見込まれています。決してすぐに誘導区域に移り住んでくださいということではなく、計画に導かれ、緩やかに時間をかけながら、都市機能や居住の集約化を進めるものでございます。

財政関連については、公共施設等の合理化等による経費の削減、健康増進から社会保障費の抑制などが見込まれ、集約を図る際に補助金の活用ができることとなります。現在、国の補助金の活用につきましては、立地適正化計画があることが大前提となることが多くなっております。策定により対象メニューが増えたり、補助率のかさ上げがあったり、補助自体のつきやすさなどに影響がございました。

防災関連につきましては、令和2年から防災指針の作成が求められています。災害警戒区域等を除外することによる被災リスクの低減が見込まれること、集住による効率的な避難を実現可能となります。また、当町には災害警戒区域等が存在いたしません。

次のページを御覧ください。このページにつきましても立地適正化計画を作成することによる項目別にした効果が書かれています。環境関連につきましては、車の移動が少なくなることによりCO₂が削減することが見込まれます。住民利便性関連ですが、近くで、または公共交通と連動して買物等がしやすく、コミュニティの確保ができやすくなることなど持続可能で安心できるまちづくりが行われることが見込まれます。

商業関連につきましては、人口密度維持により来店客が確保されることで、新たな出店や今有るお店が撤退しないことが見込まれます。

行政関連の効果につきましては、公共施設マネジメントなど町の様々な計画の実施が容易になることが見込まれます。

次のページを御覧ください。このページにつきましては、立地適正化計画制度の制度創設の目的が書かれています。冒頭でお話ししましたが、平成26年8月に法の一部改正を行い、人口減少、超高齢者社会に対応する持続可能な都市経営に向けた具体的な施策を推進するために制度化がされました。この計画は、従来の土地利用に加えて、居住機能や都市機能の誘導と公共交通の充実により、多極ネットワーク型コンパクトシティに向けた取組を推進するものとなっております。

医療や福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、あるいは高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に耐え得ることなく、公共交通により医療、福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在するように多極ネットワーク型コンパクトシティを目指します。イメージとしては、下の図のようになっております。

次のページを御覧ください。このページにつきましては、立地適正化計画制度の計画の主な内容として、居住誘導、都市機能誘導区域が書かれています。下の図を御覧ください。立地適正化計画区域は、都市計画区域となります。三芳町は全域都市計画区域となりますので、計画区域は三芳町全域となります。

ページ右側に書かれております居住誘導区域につきましては、市街化区域の中に設定をされることとなり、その居住誘導区域内に左側に書かれている都市機能誘導区域を設定していくこととなります。居住誘導区域の設定につきましては、人口減少の中であっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域を以下のことにより勘案し、設定をしていきます。その中で工業系用途とは該当しないと書かれておりますが、当町では工業地域にマンションや住宅が既に建っていることから計画策定の中で考えていくこととなりますが、工業系用途につきましても居住誘導区域として設置していくことになるのではないかと考えております。

また、都市機能誘導につきましては、医療、福祉、商業等の都市機能、都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより、これらのサービスの効率的な提供を図る区域を以下のことにより勘案していくこととなります。当町は駅がございませんので、バス停や中心部、また公共施設周辺などが誘導区域となるのではないかと考えております。併せて区域の選定に当たりましては、人口の変化がどのようになっているのか、建物がどのように張りついているかなどを調査した結果などを使い、選定されていくものと考えております。

次のページを御覧ください。このページにつきましては、立地適正化制度の計画の主な内容として都市機能誘導施設が書かれています。都市機能誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設となりまして、区域と都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましいとなっており、当施設がない場合には、誘導区域の設定ができないこととなっております。

都市機能誘導施設としましては以下のとおりとなりまして、病院や地域包括支援センター、保育所や小学校、図書館やスーパーマーケット、行政施設等となります。防災施設につきましては、法の改正に伴い、令和2年より防災指針に居住誘導区域内等で行う防災対策、安全確保策を定めることが必要となりました。都市計画運用指針では、人口、住宅の分布、避難路、非難場所や病院等の生活支援施設の配置などの現状と将来の見通しと、災害ハザード情報を重ね合わせ、分析を行い、地域防災計画等の警戒非難体制の構築状況を勘案し、災害発生リスクを適切に確認することにより作成されます。

次のページを御覧ください。このページにつきましては、コンパクトシティをめぐる誤解についてが書かれています。住民の皆さんが心配をされるであろう4つの代表的な質問を想定して、こんな誤解があるのではないかということが書かれています。

まず1つ目が、一極集中になるのではないかと。郊外の切捨てを行い、最も主要な拠点に集中するのではないかと受け取られる方がいらっしゃるのではないかとと思いますが、あくまでも多極型の都市構造により、中心的な拠点だけではなく、生活拠点を含めた多極ネットワーク型のコンパクト化を目指す計画となります。三芳町ではコンパクトなまちづくりがされていますので、市街地が拡散しないような区域設定になっていくかと思えます。

2点目につきましては、全ての居住者を一定のエリアに集中することを目指しているのではないかと受け取られる方がいらっしゃるのではないかとと思いますが、全ての人口の集約を図るものではありませんので、例えば農村部に居住するような方も当然ですし、今ある暮らしは尊重されていきます。居住誘導区域外でも引き続き住み続けることは可能となります。居住者や住宅を強制的に短期間で移転させるのではないかと受け取られる方がいらっしゃるのではないかとと思いますが、先ほどからお話ししているように、動機づけを行いながら、時間をかけながら居住の集約化を進めていくこととなりますので、決してすぐ移転をしてくださいということではありません。居住等を集約する区域の内外で地価水準が大きく分かれる、格差が生じるのではないかと受け取られる方がいらっしゃるのではないかとと思いますが、確かに長い期間で考えれば影響は出ることはございますが、ここに書かれていますように誘導策による中長期な取組でありますので、急激な地価変動は見込まれておりません。

次のページを御覧ください。このページにつきましては、三芳町の現状把握として人口密度の推移についてが書かれています。このデータは、埼玉県都市構造可視化データとなります。2015年、平成27年の人口密度が示されています。藤久保の円を描いている部分を中心に、人口密度が高いことが示されています。赤茶色のヘクタール当たり160から180人の箇所が1か所、オレンジ色のヘクタール当たり140から160人が2か所、黄色のヘクタール当たり120から140人が2か所の色のついた縦グラフが見られるかと思えます。

次のページを御覧ください、2050年では令和32年、三芳町の予測として160から180人の箇所が120から140人に、140から160、120から140人の箇所が100から120人に変化しているのが見えると思えます。丸の中でも、今ご照会した箇所を中心に人口密度が低くなっていることがうかがえます。

次のページを御覧ください。都市機能誘導施設の主な交付金、補助金制度の対照表となります。左側は都市再生整備計画事業、右側は都市構造再編集中事業となっております。まず、左の枠、上段の事業主体ですが、都市再生整備計画事業では三芳町のみですが、都市構造再編集中事業では民間事業者も含まれます。

次に、要件ですが、都市再生整備計画事業では立地適正化計画の策定は不要ですが、都市構造再編集中事業では策定が必要となります。

次に、交付率、補助率ですが、都市再生整備計画事業では40%、都市構造再編集中事業では都市機能誘導区域内では2分の1、居住誘導区域では45%となります。

次に、内示率ですが、都市再生整備計画事業では内示率は近年、縮小傾向であります、都市構造再編集中事業では国が重点配分の措置がされています。

次に、補助対象施設ですが、この欄につきましては藤久保地域拠点が整備される場合の施設について記載

をしております。都市再生整備計画事業では、対象施設が児童館、公民館、子育て支援センター、ファミリーサポートセンターとなっておりますが、都市構造再編集中事業では、これらに加え小学校図書館も対象となります。施設の名称については、現在の施設名称ですので、今後、施設名称の変更がある場合がございますので、ご了承をください。これらを踏まえ立地適正化計画を策定した場合、都市構造再編集中事業のほうが対象施設が多く、補助率、内示率も高いことから、事業費に対する補助額が多くなると考えられます。

次のページを御覧ください。このページにつきましては、ただいま説明いたしました2種類の国庫補助関連のうち、都市再生整備事業、社会資本整備総合交付金の概要についてが書かれています。地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済、社会の活性化を図ることを目的とする事業となります。

市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される事業となります。以下の図面で示されているような青枠で塗られている各公共公益施設について、基幹事業を定め、また緑枠で塗られている調査事業や社会実験、町の提案に基づく事業などについて、市町村や市町村都市再生協議会に対して交付率40%の補助が受けられることとなります。要件を見ていただければ分かるように、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組の開始、公表をしており、かつ以下のいずれかの区域に定められているものが要件となります。

次のページを御覧ください。このページにつきましては、もう一種類の国庫補助関連の令和2年度に創設された都市構造再編集中支援事業の概要について書かれています。立地適正化計画に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し、集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編することを目的とする事業となります。

市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画、都市再生整備計画に基づき実施される次の事業のうち、立地適正化計画の目標に適合するものとなります。立地適正化計画を策定することにより、先ほど説明した都市再生整備事業計画事業よりも補助金の交付率が45%から50%に上がるとともに、小学校や図書館など受けることができる補助対象施設が増えてきます。

対象事業につきましては、都市機能誘導の施設について民間事業者等も支援対象となります。施行地区も都市再生整備計画の区域が立地適正化計画の都市機能誘導区域内及び居住誘導区域内に定められている地区となっております。都市再生整備計画事業と都市構造再編集中支援事業の主な違いは、交付率が40%から45%、50%に上がること、例えば小学校や図書館については都市構造再編集中支援でなければ交付対象とならないこと、同じく都市機能誘導施設について民間事業者に支援できることなどが違いとなってきます。

次のページを御覧ください。このページにつきましては、国庫補助関連のコンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成に向けた国の支援制度として、都市構造再編集中支援事業について書かれています。この補助事業は、立地適正化計画の策定が交付条件となっていて、今後の誘導施設のハード整備に補助金を充てるためには、立地適正化計画の策定が求められていることとなります。

このほかにも立地適正化計画を策定しなければ受けられない補助メニューは多数あり、補助の活用による事業財源確保に資する計画となっております。現在、埼玉県では21市町が計画を策定しており、取組を行っ

ている市町は11市町となっております。参考といたしまして、15ページには都市計画像、16ページには都市計画マスタープランから将来、都市構造図をつけさせていただいております。

最後のページには、先ほど御覧いただいた本町の目標人口を掲載させていただいております。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（小松伸介君） それでは、ご説明ありがとうございました。

では、これは臨時会での補正予算に入ってくる内容ということなのですけれども、今の計画の概要であるとかそういったところの中身について確認をされたいということであればご質問受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。おはようございます。

大変にありがとうございました。勉強不足の中での質問で恐縮なのですが、8ページのところでもう一度この内容をお伺いできればと思うのですが、先ほどの補助金を受ける大前提となるのが、この計画を立てる、策定をすることという条件というか、それがあって進むことというのは理解したのですが、このコンパクトシティをめぐる誤解というところのご説明のページを拝見したときに少し疑問だったのが、補助金を受けることの具体的に該当するのが先ほど学校施設であるとかというこういう具体的な箇所が出てきたわけですが、この計画自体の全体像を見たときには、この誤解につながるような計画は幅広いものをカバーする計画なのかなと思うのですが、町としてはこの計画を策定するに当たり、先ほどの補助金を受ける該当施設のみならず、全体の計画を展望していらっしゃるという理解でよろしいですか。

○議長（小松伸介君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井上忠相君） 議員おっしゃるとおりなのですが、まず先ほど都市機能誘導区域内に都市機能誘導施設を設ける、そういうものに関しては公共事業であっても民間の例えば病院をそのエリアの中で造る、それには補助金が充てられます。ただ、先ほど立地適正化計画自体は町内全域をカバーするものですので、今クローズアップされやすいのは市街化区域だけというようなイメージにとらわれがちなのですが、確かにそういうところに皆さんを徐々に徐々に誘導はしていきます。ただ、そうではない、例えば市街化調整区域であったり、市街化区域であってもちょっと外れるようなところに関しては、この立地適正化計画の最終的な一番肝となるものに関しては、公共交通のネットワークを充実させるということなのです。ですので、補助金ありき云々とかというのがある、なってしまうのですが、町内全域を皆さんが今の暮らしをそのままに生活しながら、そういう集約施設、都市機能誘導区域のほうにアクセスしやすいようなまちづくりをつくっていかうという狙いです。

以上です。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

ありがとうございました。引き続き理解を深めていこうと思います。

それともう一点、防災計画のほうも連動して加わって、手を加えていくような形での記載があったかと思いますが、それも今後、計画の変更というか、追加がされるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（小松伸介君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井上忠相君） 今現在、地域防災計画というのが存在します。そちらのほうと整合をつけながらももちろん行いますし、この法律の改正で防災指針を令和2年から設けなくてはいけないとなったものは、もともと土砂災害とか全国的に多くなってきました。基本的には、そこには市街化区域に住んでいる方も市街化調整区域に住んでいる方も、そういうエリアには居住に向かないと、誘導させましょうというような法律自体が基となっています。その中で立地適正化計画を策定するに当たって、その狙いはあくまでも安全に暮らしていただくというのが狙いですので、防災指針においては三芳町はたまたま災害危険区域というのはないのですけれども、もし防災指針で今後、地域防災計画と整合性をつけながらやるのであれば、市街化区域に住んでいらっしゃる、例えば前面道路が狭い、避難場所へのアクセスがしにくい、そういうようなものを面整備としてどういうふうに進めていくかというのを立地適正化計画の中で盛り込んでいくという形になってくると思います。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいでしょうか。

ほかに。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

コンパクトシティということで何年か前に本を読んだのですが、イメージとしては山間部だとか結構都市から離れているようなところのそこに住んでいる方々に、危険地域だったり中心に引っ越してもらって、インフラとかのこれからかかる費用について削減していくというようなことが目的というか、そういったふうに感じていたのですが、三芳町において結局、コンパクトシティ下でそういったインフラの削減というのが行われる余地があるのか、上富や北永井、この中に入っているか分からないのですが、そういったところには先ほど発言では住むことが可能というような表現をされていたので、そこに住んでいる人は住むことは可能ではなくて、そこに江戸時代からずっと住んでいるわけですね。可能ではなくて、住み続けていただきたいと私としては考えるわけですが、そういった方々の中心部への移動というのは考えていないということで、誰を中心部に移動させるつもりなのか、外から来る人を、コンパクトシティだともともという方をそういったところに、中心に集めるというような発想だと思うのですが、よく分からないけれども、この計画では、インフラも含めてどういった考えで、ただ補助金ももらいたいからつくろうみたいな感じにちょっと受けてしまうのですが、どういった考えをもってこれをやろうとしているのかを聞きたい。

○議長（小松伸介君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井上忠相君） まず、先ほどの住むことが可能というようなご説明に関しては、誤解を解くための言い回しであって、線引きと違って強制的に移ってくださいというのはなく、住み続けていただくというような意味は込めています。

それで、今ご質問あった外部からの人、引っ越してきた方に関しては、居住誘導区域のほうに住んでいただくのがいいと思っていますし、中長期的、変な話20年、30年先を見据えた計画ですので、その中でも上富とか竹間沢とか北永井とか市街化区域ではない方、居住誘導区域から外れているような方も、もし生活の拠点、代が替わって、そこから離れなくてはいけない、離れようと考えている方に関しては、居住誘導区域の

ほうに住んでいただいて、インフラの整備自体の係る費用というのが、移っていただいたからといっても道路は残っていますし、下水も残っていると思うのです。

ただ、その中で、急に資産として修繕しないよとか改良しないよというわけではないのですが、それは移り住んで、居住の人口の変動を見て財政負担をどれだけ減らせるかという指標を今後の参考となるものとなりますので、今現時点で全てシャットアウトというのですか、拒絶というか、そういうようなものをするものではないという考えです。

以上です。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

三芳町が平地で、災害も少なく、住むには最適な場所かなというふうには個人的には思っているのですが、そういった中で上富の農家ではない方々やほかの方々を中心に、よく分からないけれども誘導、それがほかの県の中で成功しているかという、意外とあまり成功していないという事例も聞きますけれども、人口減少に逆につながる、そこの地域に対しての人口減少につながってしまうと思うのですが、そういった考えでいいということなのですか。

○議長（小松伸介君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井上忠相君） 長い期間を展望してみれば、確かに人口は減ってくると思います。その部分です。ですが、その部分を補完するために、先ほど立地適正化計画の大きな軸となるのは公共交通のネットワークという、そこを充実させるということですので、もし一部の集落で人口が減ってきて、でもちゃんと生活圏をお持ちの方、生活環境をそこで維持される方がいるのであれば、そこに公共交通のネットワークをちゃんと持ってきてみましょうという計画になりますので、住んでいただく方はもちろんそこで尊重しますし、もしそういう機会があるのであれば、誘導区域のほうに移っていただければという考えです。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいでしょうか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

対局型の都市構造ということで、一体どこが拠点になるのかという考えは、これから決めますけれども、賛成してくださいという感じなのですか、それともある程度考えがある。

○議長（小松伸介君） 賛成……

○議員（細谷光弘君） 中身で答えられなければ、またすみません。

○議長（小松伸介君） 議案なので、そこら辺は、ではちょっと控えていただいて。

ほかに。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

この8ページを見ますと、こういった誤解を生じやすいというのは、コンパクトシティがこういった誤解を生むような計画になっているからと思うのです。先ほどもありましたように、やっぱり移動するとかそういったことで、強制的な集約はしないけれども、しかし誘導によるそちらのほうの導きはするというような

ことなので、実際に先ほど市街化調整区域ではなくて、調整区域もこういった方向に変えていくという、そういった長期計画だということなのですから、それはそういうふうに再度確認ですけれども、市街化調整区域についても何らかの変わる方向性を導くものの計画だというふうに思ってよろしいのですか。

○議長（小松伸介君） 調整区域。

都市計画課長。

○都市計画課長（井上忠相君） この立地適正化計画自体は都市計画区域ですので、三芳町全域を対象とした計画になっています。それで居住誘導、都市機能誘導施設区域等に関しては、市街化区域内のほうに設定をするものです。それで、市街化調整区域が何も、この法律自体はそういう誘導区域を設定しましょうということなのですから、先ほど言った計画は町内全域になっていますので、そこに区域外の方、市街化区域でも居住用の区域に入らない場所もありますし、そういう方々を公共交通のネットワークを充実させていくということですので、市街化調整区域が市街化になるというわけではないですし、市街化調整区域は市街化調整区域のまま、もちろん農村、畑等を営んで、農業を営んでいらっしゃる方は、そこにもうずっと営農していただいて、生活水準は全く変わらない形で計画を立てていくということになります。

以上です。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私は市街化調整区域が市街化区域になるとは思っていませんけれども、この計画が市街化調整区域についても何らかの、例えば上富、竹間沢とかある程度今よりも不便になる。そして、その反面、住んでいる人たちは不便になるけれども、開発がその代わりに進むと、そういうような計画も入っているのかということでお尋ねしたのですけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（小松伸介君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井上忠相君） この計画ができたからといって、新たな開発を誘導するということにはつながりません。まして、今この制度に関しては、居住誘導区域、もしくは都市機能誘導区域外の住宅等を建築する場合には、今よりも提出していただく書類が増えて、届出ということで、町が住民とかほかの商業施設等の動向を把握するために届出制度という、もしこの計画策定後、そのような手続が必要になってくる予定です。

以上です。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） それと、3ページの財政関連がありますけれども、それについてちょっと説明をしていただければと思います。

○議長（小松伸介君） 都市計画課副課長。

○都市計画課副課長（高柳正樹君） そちらにつきましては、これから計画作成に当たって上下水道はどうなっているか、公共施設の場所がどうなっているか、さらにこれから人口減少が起こります市街地を基本的には守りましょうというような計画になっていますので、その中で住む方を居住誘導区域になるべく住んでいただくような形を取って、そういうような水道網ですとか下水道網等を集約すれば、財政面として今後、維持ができていくということの計画として効果が現れてくるというところになってくるかと思えます。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 例えば上下水道の維持に係る費用の削減ということで、どのようなことになるのかとか、健康増進から社会保障費の抑制とありますけれども、こういったことの具体的というか、もう少し詳しい説明をしていただきたいと思ったのですけれども。

○議長（小松伸介君） 都市計画課副課長。

○都市計画課副課長（高柳正樹君） そちらにつきましては、これからの策定の中で詳しく詰めていくようなお話になってくると思います。また、健康増進などは高齢の方、街に出ていただいて、歩きやすくするまちづくりですとか、そういうような公共交通を使って街に出やすくするような形の計画となっておりますので、そういうところでお年寄りの方にも街に出ていただいて、街で歩いてもらうというような形のもので、そういうような健康の増進が図れていくというようなことの効果が出てくると考えられています。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 社会保障費の抑制というのは、これから高齢者が増えていくわけですから、健康増進は分かるのですけれども、そういった社会保障費の抑制についてはかなり難しいものだというふうに思いますので、具体的なところはちょっと今のところ詳しくは分からないで、これからということなので、続きまして4ページの住民利便性の関連、ここについても説明をしていただければと思います。

○議長（小松伸介君） 都市計画課副課長。

○都市計画課副課長（高柳正樹君） 住民利便性につきましては、公共交通の充実により自家用車の運転が困難な方でも買物等がしやすくなるような計画をつくりましょうということで、そういうような効果が現れてくるでしょうということになります。また、居住誘導、今の説明の中で最初に図を見ていただいたかと思うのですが、基本的に考え方としましては、市街地が拡散されて、今から人口が減っていきます。その市街地を守っていけなくなりますよということで、そちらのほうに人口誘導して、市街地をしっかり守りましょうということが一つの計画のこととなりますので、そういうことによって住民が多くなれば、そういうようなコミュニティも確保されていきますし、通学、学校等、そういう公共施設等も施設の誘導等により、住まわれる近くに誘導して、児童生徒の通学時間が短くなったり、短いことによって安全面が図れますよというようなことがこちらのほうには書かれております。

当然その中には、公共施設、出張所等も入ってきますので、そういうような手続ですとか、あと先ほどから言っているように公共交通を使いまして、もしくは近くにお店があるということで買物等が容易にできるようになることが効果として見込まれるのではないかとということでございます。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 1番の買物がしやすい街が形成される、コミュニティバスとかそういったことの導入の計画には入っていると思うので、そういったコミュニティバスとかそういうものが導入されていくのかというふうに捉えたのですけれども、あと児童生徒の通学時間の短縮が見込まれることによって安全面が確保されるという、この辺については、今の学校をそのまま残していくことで、それでもってこういったものが安全性が確保されるのか、それともそういったところも減らしていく、その代わりとして通学の安全面を確保していくのか、その辺は学校を減らす方向での安全面の確保なのか、それとも現状を守っての確保なのか、どういうふうに考えていますか。

○議長（小松伸介君） 中身については、ちょっとこれから計画を立てることだと思うので、今、担当課もちょっと答えられないと思うのです。もっと違う内容にさせていただきますか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 実際には、今の施設マネジメント計画とかそういうところがあるので、そういったところで一致していくようなところが記載されていくのかなというふうに、そういった心配をしているのですが、最後に民間事業者というのがいろんなところに出てきますけれども、この民間事業者というのは多分中小零細企業ではなくて、大きな民間事業と捉える、その辺はこの民間事業者というのはどのように捉えているのかお伺いいたします。

○議長（小松伸介君） どこにも中小と書いていないではないですか。

○議員（吉村美津子君） 民間事業者と書いてあるから、その民間事業者と……

○議長（小松伸介君） 都市計画課副課長。

○都市計画課副課長（高柳正樹君） すみません。民間事業者さんに関しましては、その都市機能誘導施設です。病院ですとか、あとはデイサービスとか、そういうようなものを施設として、スーパーマーケット等の店舗とか生活サービスに重要なところ、それで誘導施設に指定をすれば、そういうような補助が要件が満たされれば該当してくるということになりますので、該当先の民間事業者が中小とか大きいとかということではなくて、そういうものを誘導する施設となっていて、その誘導する施設をそこに建てられるという方につきましては、補助の下りる要件に合えば、そういうことが補助されるというようなことだと思います。

○議長（小松伸介君） いいですか。

ほかに。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

ご説明ありがとうございます。今の関連ですけれども、そうすると11ページの今のところ町が考えるところの方法は、右側の都市構造再編集集中支援事業ということなのですが、ここにおいて事業主体が三芳町及び民間事業者等という、ちょっと具体的なところはちょっと見えなくてぴんときななかったのですが、今副課長のご説明があった部分の話というのは、その民間事業者というのはここに入ってくる施設なのでしょうか。ここに事業対象施設として小学校、学童保育、その他書いてありますけれども、これに病院も入るといような、ここにつながってくる話なのでしょうか、それとも全く別の話なのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井上忠相君） 井上です。

先ほどこの表を説明する際に、補助対象施設の名称、補助対象施設のところだけ藤久保拠点というお話をしました。ですから、内示率から上の段に関しましては、この都市再生整備計画事業と都市構造再編集集中支援事業でうたわれている一般的なものを書いています。ですので、都市構造再編集集中支援事業で病院を建てたい法人さんがいらっしゃいました。そこを、その病院を都市機能誘導区域に建てたいですよとなった場合に、病院さんが国のほうに補助申請をして、この交付率というか、交付率に応じた事業費が補助されるということですので、スーパーマーケットも銀行でも、要は生活サービスに携わる民間事業者さんの立地に関しては、自治体だけではなく、民間事業者もこういう補助を使えますよという、そういう趣旨です。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

分かりました。ありがとうございます。

それで、ちょっとそそのま話なのですけれども、先ほど細谷議員からもありましたけれども、あるいは課長も三芳町はコンパクトな町だという言葉もありましたけれども、例えば地方の面積が広いような市、あるいは合併によって市域が広がったような自治体では、こういう考え方も、その是非はともかくとして考えられると思うのですけれども、三芳町のようなコンパクトな町でこういうような計画を進める意義は私はあまり感じないように思うのですけれども、その辺りどうなのでしょう。

○議長（小松伸介君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井上忠相君） 井上です。

これに関しては、中長期的な計画になってきますので、今すぐというのが目に見えてこないと思います。そこで、これは埼玉県以外の地方都市では、確かにこれが顕著に出てきている問題ですので、これが立地適正化をつくることによって、首都圏、三大都市圏よりも効果がすぐに見えてくるものだと思います。それで、実際埼玉県内でも立地適正化計画を策定している、今21市、町あるのですけれども、埼玉県内どこも実際コンパクトにつくられています、どの自治体も。駅があって、駅から近隣商業地域、住居専用地域、ちょっと離れた工業地域と大体駅の交通網があるところからだんだん、だんだん市街化というふうに広がっています。

それで、なぜ埼玉県でも三大都市圏でも立地適正化計画をつくるかといいますと、やはり市街化区域をいきなり線引きにしてコンパクトにする、線引きをして周りを調整区域に急にしますよというようなことはかなり至難の業というか、住民の理解も得られない。そこで、人口減少、超高齢化ということなので、あくまでもそのエリアの中でもより住みやすいところを区域指定をしてあげましょうということで、やっぱり県内でも市街化区域の中でも居住誘導区域をある程度絞っていくということで、よりコンパクトにしていく。それで、その区域外になった人は置いてけぼりにならないように公共交通ネットワークを充実させて、都市機能、誘導区域のほうへアクセスしやすいようにしていきましょうという計画ですので、これが先ほど言った埼玉県以外の地方都市だけでなく、こういうような三芳町が埼玉県内、そういうところにも適用できる計画となっています。

以上です。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

都市計画マスタープランのときでしたか、あるいはもしかしたら第5次総合計画のときだったかもしれないですけれども、コンパクトシティという言葉が出てきたので、同じような質問を実はさせていただきました。そのときは、地域拠点化というのでしょうか、上富地域、竹間沢地域、藤久保地域、各場所が拠点化していくというような、そういうようなご説明だったと思います。それをさらに進めていくということなのか、あるいはこういう法に基づいて具体的な計画をつくって進めていく必要が今回生じたからというような、そういった意味合いなのでしょう。

○議長（小松伸介君） 策定に至った経緯。

都市計画課長。

○都市計画課長（井上忠相君） 申し訳ありません。もう一度ご質問お願いします。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

そもそものところで、三芳町でコンパクトシティという考え方が必要なのかということ質問させていただいて、それで答弁いただきました。それをたしか都市計画マスタープランをつくる時だったと思うのですけれども、同じような質問をさせていただきました、コンパクトシティという言葉がやはり出てきたので。そのときは三芳町においては上富農業センターを中心とした地域とか、藤久保の今拠点施設を進める地域、それから竹間沢の公民館とかあの地域、そういうそれぞれの地域に拠点をつくって、そこを中心に考えていくというような、そういったようなお答えをいただいたと思うのです。今回もそのようなことに基づいて、それをさらに進めていくような計画なのかという質問なのですが。

○議長（小松伸介君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井上忠相君） 井上です。

都市計画マスタープランが基となって、その実行計画版みたいなものが立地適正化計画ですので、あくまでも都市計画マスタープランもちろん踏襲していきますし、この5ページで書かれているような右側の目指す骨格構造、例えばこれ三芳町は駅がないですけれども、この地図の下の方に、ちょっと離れた島みたいなものがあります。例えばこれが市街化区域から外れている一集落、竹間沢とか皆さんが集まっていちゃるところ、上富でも例えば農業センターを中心に集落が形成されているところ、そこをネットワークで結びましょうということですので、コンパクトシティではなく、コンパクトシティ・プラス・ネットワークというのが、マスタープランの冒頭1ページにも書かれていますけれども、今までのコンパクトシティ・プラス・ネットワークということですので、公共交通を充実させていく計画を立てていくと。ですので、上富とか竹間沢、北永井で一つのコミュニティーを取っているところがなくなるわけでは、なくすわけではないので。

○議長（小松伸介君） どうぞ、本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

もう一つ、ちょっと考え方としてお伺いしたいのですが、埼玉県内いろんな自治体で都会からどうぞ移り住んでくださいというような、そういった誘導している、政策を行っている自治体多いですけれども、三芳町は具体的にそこまでの政策は出していないと思うのですけれども、ただコロナ後の移住先ランキングで第5位でしたか、町長がいつもおっしゃっているように、やはり地方に住んでいただこうという、そういう考え方ありますのと、このコンパクトシティ化というのはちょっとまた逆行するような、正反対のような考え方ではないかなと思うのですが、そういうことはないのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 都市計画課副課長。

○都市計画課副課長（高柳正樹君） 立地適正化計画につきましては、これから人口が減少していく、高齢者が増えていく、そういうところで住みやすいまちづくりをしましょうということと、今議員さんがおっしゃったように町に住んでいただきましょうというところの政策は違ってくると思いますので、それが反しているということにはならないと思いますし、人口が減少する中で三芳町の住居を誘導する区域に、外から来た人に住んでいただくというような形の計画になりますので、それが反しているということには考えてはお

りません。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

まずですけれども、今日お話を聞いていて、この立地適正化計画をつくると、策定するという目的の一つとして、藤久保地域拠点において有利な補助金、有利な補助率、また対象も増える補助金を得るためというふうに感じました。

その後ですけれども、いろいろな話を聞いていると、ほぼ立地適正化計画のようなものは、もう町としてはできているので、必要なのがネットワークを充実させること、公共交通システムをつくることというふうには私は捉えたのですが、その場合、計画ができて担当課というのは公共交通ですから、またこれは今度政策推進室に移るということになるのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井上忠相君） 現在、どこの担当課というのは、まだ決まってはいないのですが、まず立地適正化計画を所管するのは都市計画です。その都市計画課の中で、立地適正化計画の中に区域を定めたり、公共交通ネットワークを定めたり、例えば公共交通の施策に関しましては、今でいう政策推進室ですので、そちらのほうと連携を取りながら、公共交通の施策の内容をあくまでも立地適正化計画に盛り込むということですので、同じような、同じようなというのはおかしいですが、内容としてはリンクしているようなものになると思います。防災指針も同じです。地域防災計画は自治安心課でやっている。それで、自治安心課でやっている地域防災計画の中身プラス立地適正化計画でつくれるものを整合させて、この立地適正化計画の中に盛り込むということですので、基本的に公共交通だけクローズアップで、そうしたら立地適正化計画に書かれている公共交通ネットワークをくりぬいて、全部政策推進室で行うのかというのは違います。

以上です。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 政策推進室も、今新たな公共交通システムというのはいろいろ考えていると思うのです。その考えも酌まなければいけないと思いますし、この計画の中ではシステム、公共交通のネットワークについてはどんな形で、どんな方法でというのは明記するのか、それとも例えば離れた拠点、先ほど言ったようなような上富のほうの地域の拠点と居住誘導区域を結ぶための公共交通網を設置するというような大まかな表現にとどまるのか、この計画ではどのくらいまで踏み込んだものになるのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井上忠相君） 井上です。

申し訳ありません。その点に関しましては、策定の手順、策定の経過の中で決めていくものとなりますので、今ここでどうするというのはちょっとお答えできない状況です。

○議長（小松伸介君） 具体的にはないということですか。計画を進めていく中で決まることもあるし、そうではない場合もあるということなのですか。

都市計画課長。

○都市計画課長（井上忠相君） 策定している中で具体化させるのか、抽象化のままにしておくのかというのは、検討していく中で、策定業務の中で方針を決めるということです。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

議場で聞こうかと思っていたのですけれども、今そういった話が出ていたので、抽象化するか具体化するかということは、これから決めるということですよ。過去の答弁、平成29年3月の答弁では、当時の課長のほうで都市計画マスタープランの上位計画になることも考えられるのでという答弁があるのですけれども、そうなるとういう位置づけになってくるのかというのが全然決まっていなくて走り出してしまっているのか。

○議長（小松伸介君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井上忠相君） 都市計画マスタープラン、その当時の答弁ちょっと確認、中身はちゃんと確認していないのですけれども、都市計画マスタープランよりも上位にはならないと思います。あくまでも都市計画……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） 先ほど都市計画マスタープランの実行版のような形になるみたいなことをおっしゃったように思ったのですけれども。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

これは先ほどの本名議員の答弁で、都市計画マスタープランの下位の計画になるというようなイメージで受け取ったのですけれども、それだと過去の答弁と整合性が取れないのです。都市計画マスタープランの目標年次が平成32年なので、それまでに検討していきたいというのがあったのですけれども、それを重ねた結果がこうなのかとなると、あれっと思うところもあって、今の鈴木議員の答弁でも抽象化するか具体化するかということであれば、具体化すると都市計画マスタープランの下に来るのだろうと思うし、抽象化すると上に来てしまうこともあるのではないかと思うのですけれども、なのでこういった計画の位置づけというのをまだ明確にできていないのではないかと思うとどうなのか、過去の答弁との整合性を併せてご答弁をいただきたいと思っているのですけれども。

○議長（小松伸介君） ちょっと調べますか。休憩取りますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） ちょっとここで休憩取ります。協議事項の途中ですが、休憩いたします。

（午前10時41分）

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

（午前10時55分）

○議長（小松伸介君） 答弁のほうからよろしいですか。

都市計画課長。

○都市計画課長（井上忠相君） 先ほど、まず具体化、抽象化といった部分に関しましては、この都市計画マスタープラン、これは法律にもう82条で書かれていまして、市町村の都市計画マスタープランの一部とみなされるということになっております。ですので、その表現に関しましては、都市計画マスタープランに対して具体化することになるとは思いますが、どこまで具体化できるかどうかに関しては策定をしていく中で考えていきます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 策定する中で考える。

〔「答弁が一つ先に行っちゃっているの」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） どっちが上かということですね。マスタープランの一部とみなされるということなので、同等ということなのでしょうか。

〔「一歩先へ行った答弁だから」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） そうしたら臨時会のときに改めてとか、それでもよろしいですか。

○議員（菊地浩二君） さっき抽象化するかどうかという答弁が……

○議長（小松伸介君） 暫時休憩いたします。

（午前10時56分）

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

（午前10時57分）

○議長（小松伸介君） ほかに質問ございますか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

11ページなのですが、これはもう学校とか図書館とか誘導区域にあるわけですよね。そういった中で、ただ移動というか、立て直しということで補助金はちゃんと出るということでいいのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 施設マネジメント課長。

○施設マネジメント課長（古山智志君） お答えします。

こちらの補助金に関しては、官民連携アドバイザー業務のほうを今委託を進めて、VFM算定のほうを再算定している中で、補助金の活用に関しても業務の中でこちらのほうはコンサルのほうに調査というのも業務仕様に入っておりますので、この辺を調査した中でこういった立地適正化計画を策定することによっての補助金、こういったものが見えてきました。そこで、こちらのほうも県の市街地整備化にも確認した中で、今回の藤久保拠点で考えている計画、こちらのほうを活用できるということも市街地整備課のほうに確認は取っているところでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

限度額みたいなものがあるみたいなことを書いてあったのですが、これ複合施設で1か所として数えるということで21億円なのか、30億円なのか、それは聞かないほうがいいなら聞かないですけども、その2分の1丸々もらえるということではない、事業費に対して。

○議長（小松伸介君） 施設マネジメント課長。

○施設マネジメント課長（古山智志君） 今後、こちらの補助金のほうを活用していくことで、協議しながら申請のほうをしていく形になるかと思うのですけれども、この辺に関しては、まだ今のところ補助率、ただ今聞いている段階では、この立地適正化計画の都市再編集中支援事業、こちらのほうは令和2年度からそういった制度があって、まだできたばかりの制度ということで、交付率に関しても2分の1に近い額のほうを補助金として交付されるというような情報も得ておりますので、こういった補助金を活用して藤久保地域協定に関しては整備を進めていこうと今のところ考えているところです。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかによろしいですか。

一つちょっと私のほうからお聞きをしたいのですけれども……

〔「あります」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○議員（山口正史君） 山口です。

今日はありがとうございます。1点だけちょっと確認なのですが、この11ページの補助対象施設、ここに載っているのは、今藤久保地域拠点での対象だという先ほどご説明ありました。ただ、この適正化計画を策定すれば、今後、例えば学校を建て替える、あるいは公民館は建て替えると、もう今、これからはないのかなと思いますが、学童保育室を建て替えるとかいろいろそういったものにも、この適正化計画によって補助が得られるというふうに考えていってよろしいのですか。

○議長（小松伸介君） 大丈夫でしょうか。

都市計画課長。

○都市計画課長（井上忠相君） こちらの都市構造再編集中支援事業の対象施設の今後の建て替えとか修繕とかに関してなのですけれども、あくまでもこちらのほうは立地適正化計画で定めた居住誘導区域内もしくは都市機能誘導区域内のみに適用されるものですので、その施設の開所内容に応じて補助が出るか出ないかというところは、また申請する前段階の相談段階で分かると思いますけれども、例えば調整区域とかあるものに関しては、都市構造再編集中支援事業等は使えないということになります。

以上です。

○議長（小松伸介君） では、よろしいですか。

一つ、私からも確認なのですけれども、議会の関わり方、この計画に対する。例えばパブコメみたいなものもあたりとかすると思うのですけれども、そういう今後の関わり方みたいなものは、予定どうなっていますでしょうか。分かっていないなら分かっていないでもいいので。

都市計画課長。

○都市計画課長（井上忠相君） 井上です。

こちらのほう議案というふうな形になりませんので、今のところ考えているのは、策定段階で一応内部の

都市計画審議会での諮問、報告は義務づけられているのですけれども、あとパブリックコメント等、それは集計を終わって策定の前段階になれば全員協議会等で報告させていただくことになると思われま

以上です。

○議長（小松伸介君） 分かりました。ありがとうございます。

では、ほかになければ以上で終了とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、以上で協議事項（１）、立地適正化計画の策定をすることについてを閉じさせていただきます。

担当課の皆様、ご説明ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（午前 11 時 04 分）

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

（午前 11 時 05 分）

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（小松伸介君） 3の協議事項が終了いたしましたので、4の報告事項に移らせていただきます。

まず、（１）、議会広報広聴常任委員会からの報告を求めます。

山口委員長。

○議会広報広聴常任委員長（山口正史君） 山口です。

議会広報広聴常任委員会のほうからご報告いたします。議会だよりのモニターの方を募集して、現時点というか、ちょっと前なのですが、4名というのを伺って、それで追加の募集でもって皆様をお願いしていると思っておりますが、20日が締切りになります。そこで人数が確定しますが、今現在でいくと最低4人という人数になっております。

モニター会議なのですが、連休明けの5月の中旬頃をめどに1回目開きたいと考えていますが、まだちょっとこれは委員会で検討していませんので、そういうつもりではおります。

それから、もう一つのなのですが、これは皆様ご存じかと思うのですが、ある町内の聴覚障害者の方から要望があって、ホームページに載っている議会構成では、議員の方の電話番号が載っているのですが、聴覚障害者の方だと電話だと連絡が取れないということで、ぜひ議員の方のメールアドレスを載つけてほしいという要望がありました。広報広聴のほうで確認しまして、これは強制ではなくなるので、任意の方、任意でオーケーが出ただけになるのですが、メールアドレスを載せていいか、載せないほうがいいのかというのを協議させていただきたくて持ち帰っていただいています。まだ結論はいただいていないのですが、今週中いっぱいぐらい、22日いっぱいぐらいで載せるか載せないか、その載せるか載せないかを25日の広報広聴常任委員会で決定して、それで動きたいと思いますので、その後、載せていい方だけを確認させていただいて載せるということで、全員を一律で載せるというわけにはいきませんので、そういう形にしたいと思っております。

広報広聴からは以上です。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

では、ただいまの報告に対しましてご質問等あればお受けしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松伸介君） では、なければ、（１）のほうを閉じさせていただきます。

◎議会運営委員会

○議長（小松伸介君） 続きまして、（２）、議会運営委員会の報告を求めます。

菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 議会運営委員会より報告を申し上げます。

ちょっと多いので一つずつやっていきたいと思います。まず、一般質問通告書につきましてです。こちらにつきましては２月18日の議会運営委員会で、議長及び町長から通告書に関して配慮ということで検討依頼がありました。このときには３月定例会をもう目前に控えておまして、一般質問通告書の提出期限も過ぎていたこともありまして、３月定例会は従前どおり行って、その結果を検証するということになりました。

４月11日、議会運営委員会で協議をしました。その結果につきましては、通告書の書き方についてはこれまでどおりとすると決定をしております。この中で主な意見といたしましては、今のやり方で、今までよりも議会と執行側で打合せがしやすいということ、質問と答弁がかみ合っているということ、あと時間内に収まっているといった意見がありました。また、通告書は原則詳細に書くべきだという話もありました。

あと、ヒアリングもあっていいが、日程を決めるのが大事という意見がありました。これを受けまして、その前からヒアリングについて協議をするということにしておりましたので、ヒアリングの方法についても協議をいたしました。議会運営委員会の案といたしましては、まず通告書を出す前についての取決めはしないということになりました。そして、原則としてなるべく早めに通告書提出後から議会運営委員会終了後、２日後まで、これは開庁日となりますが、とすると議会運営委員会の中で決定をいたしまして、この決定で議長と……決定というか案ですよね。議会運営委員会からの案として議長に町長と協議をしていただくことになりました。その結果については、議長からの報告ということでよろしいでしょうか。

○議長（小松伸介君） はい。

○議会運営委員長（菊地浩二君） まず、報告をお願いします。

○議長（小松伸介君） では、私のほうから、ただいま菊地委員長からおっしゃった点につきまして、先日、正副議長と町長と打合せをさせていただいて、先ほど菊地委員長がおっしゃった案について町長と調整を図ったところ、それで取りあえずはやらせていただくということで調整が付きまして、今お話があったとおり、議会運営委員会後２日までということなので、議会運営委員会の日を入れて３日以内にヒアリングを終了させるということで調整ができましたので、ご報告させていただきます。

では、続きまして、菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 続きまして、では６月の定例会ではどうなるのかということで、今のところ予定ではありますけれども、６月１日が開会の予定ということになります。５月25日が議会運営委員会

の予定です。一般質問通告書の提出期限は5月20日金曜日と、週末をまたいで23日月曜日がこの期限になります。ということになりますと、ヒアリングの期間といたしましては、5月27日の金曜日までに一般質問のヒアリングを完了していただくということをお願いしたいと思います。

まず、一般質問通告書につきましては以上となりますので、一旦ここで質疑を受けたいと思います。

○議長（小松伸介君） では、ただいまの報告に対しまして何かご質問等あればお受けしたいと思います。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 報告ありがとうございます。

ヒアリングに関してですけれども、基本、ヒアリングを行いたいという課からの連絡を待てばよいということなのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 基本的に町だけではなくて、受け身だけではなくて、積極的にやっていただいても結構だと思います。あと、相手の課長の都合等もありますので、そういったことも含めて早めにやっていただければ日程的にも時間の余裕があるかなと思いますので。こっちから行ってはいけないとか、向こうから来るのを待つという取決めはないので、あくまでこの期間をヒアリングの期間としております。なるべくいい一般質問になるようにということ考えていますので、併せてお願いしたいと思います。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

ちょっと私、議運の委員でもあるのであれなのですけれども、分からない方もいると思うので一つ確認をさせていただければと思うのですけれども、今まで今年の6月議会からこのような今の取組を行ってきたかと思うのですが、その中で、これ委員会の中でもいろいろと協議はしてきたことではあるのですけれども、今鈴木議員のほうからも確認があったように、執行側からの連絡を待っているといった時期もあったかと思うのです。それは議長からのお話であったり、執行側からこのようなお話があったということであったかと思うのですけれども、そこというのはしっかり委員会の中でも、今委員長のほうからお話ありましたけれども、ちゃんと決まっていないというのが一つと、それとあと執行側のほうできちんとそこら辺の理解がまだされていない課も正直打合せをした中で見られたので、そこは議会から徹底していただきたいというのが正直ありますので、6月議会からもう一度執行側のほうにはそこをお伝えしていただければなというふうに思いますけれども、いかがなのでしょう、やっていただけますか。

何か連絡を。というのは、打合せの連絡を入れても、執行側のほうで聞いていないような対応というか、えっ、そんなの知らないよみたいなところが見られる課もあるので、こちら辺についてしていただければなというふうに思うのですけれども。

○議長（小松伸介君） その点に関しては、この間の正副の打合せのときに山口副議長からも言っていて、そういった課も今まで見られたので、徹底をしてくださいということで改めて議会のほうからお願いはさせていただいていますので、今回、そのように配慮はしていただけるかなというふうに認識はしております。

ほかにございますか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

確認なのですが、例えば今回の委員長が話された日程でいうと、5月27日に例えば課長がお休みだった、あるいは27日にヒアリングをやったのだけれども、その結果、いや、ちょっと質問内容を直したいとか、あるいは何らかの原因があって課長との打合せはあったのだけれども、もうちょっとここをこういうふうにしたのだけれどもみたいな話というか、私がこう思って、課長、ちょっともう一回打合せしてもらえませんかみたいな話ができるのか、要するに5月27日、ここまでなのか、そこら辺もうちょっと状況に応じてある程度弾力性を持たせていいのかということなのですけれども。

○議長（小松伸介君） 菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 菊地です。

まず、誤解をしていただきたくないのは、ヒアリングをしたからといって通告書を変えていいという話ではまずないです。なので、通告書は出したままです。なので、その辺はしっかりしていただきたいと思います。

それと、あくまでこちらに関しましては、こういった取決めをしていますので、そういったニュアンス的なものが伝わらなかったとかそういうこともあると思うのですが、それを今回の場合では27日までに完了していただくということをお願いしたいと思います。要するに何かあるのであれば、先ほども申し上げましたけれども、できるだけ早めに行動していただいて、27日までに間に合うようにしていただきたいというのが議会運営委員会の決定です。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

先ほど、最初にお聞きしたように、例えば5月27日、課長がお休みだったような場合、そういうことも考えて早めにやってくださいよという話かも知れないですけれども、どうしてもその日しか駄目で、5月27日、課長がお休みだったという場合、翌日でもそこら辺は、それはしようがないよねという話なのかどうか。

○議長（小松伸介君） 菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） ですので、ずっと連休するという場合は別だと思うのですけれども、その場合にはいけば副課長にとか、あと担当者とかと話をされるべきだと思います。あくまでも27日という、議会運営委員会終了後2日というのは守っていただきたいということをお願いします。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

では、続いて、菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） では、続きましてペーパーレスにつきまして報告します。

まず、ペーパーレスにつきましては、4月から本格導入ということになっています。22日に予定されている臨時会では、紙の議案書等は一切ないということで、全てモアノートで配付される予定であります。

こちらにつきまして正式な原本というのは1部、紙で事務局のほうで保管されます。モアノートに関しま

して、配付されるものは必ずしも原本と全く同じではなくて、押印、赤判などが無い資料となります。こちらにつきまして、もともと予算に関する議案書に関しましては押印が無いというのはご存じかなと思いますが、なぜこのような対応をするかという、議案書など押印された資料をモアノートで配付するためには、原本をスキャンしなくてはならないということになります。スキャンしたデータというのはテキストデータの入らないPDF文書となりますので、その文書をテキスト検索できないということになります。以上のことから作業の効率化ですとか、あとテキスト文書でできるPDF書類をモアノートに配付するために押印のない資料をモアノートに上げるということになります。

こちらにつきましては、議案書は執行部から議会事務局のほうにデータが送られまして、それを議会事務局でアップするということになります。原本を確認したいという場合につきましては、議会事務局で確認することができます。取りあえずこの臨時会で実施をして、今後、様子を見て、不都合がなければこのようにしていきますし、何か不都合があれば変えていきたいと思います。

あと、請願書など紙で提出された文書に関しましては、スキャンをして配付することになりますので、そのままではテキスト検索ができないことになります。OCRをかけてテキスト文書化することも考えられますけれども、OCRをかけた時点で誤変換する可能性があることから、こういったことは事務上ではOCRかけないということになります。必要に応じて議員ご自身でOCRをかけていただければと思います。

続きますが、一般質問通告書の提出方法につきましては、こちらにつきましてまだ従前どおりといたします。提出につきましては、今後、協議をしていきたいと思います。

それと、意見書の提出方法につきましては、開会前の提出、案調整前の意見書案です。こちらにつきましては、開会前までにメールで事務局に提出をお願いします。提出の順番につきましては、事務局のメール受信の時間で判断をしていきます。一番公平的なやり方かなというところで考えています。

それと、調整後の提出方法につきましては、まだ今後協議が必要なので、従前どおりといたします。

それと、政務活動費の収支報告書の提出につきましては、こちらはまだ取決めができていませんので、提出方法は従前どおりといたします。

取りあえず、これまでに決まっていることに関しまして以上となりますので、質疑がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（小松伸介君） ただいまの報告に対しまして何かご質問等あればお受けしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） よろしいでしょうか。

では、ないようですので、続き、菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） では最後に、今申し上げた政務活動費の収支報告書につきましてですけれども、こちらにつきましては提出方法は従前どおりということで申し上げたとおりです。あと整理簿の収入の記載につきまして、昨年令和3年6月10日の全員協議会で報告をいたしました。収入につきましては政務活動費交付金で統一をするということで報告をいたしましたので、その旨お願いしたいと思います。

それと併せて、分割支払計画書、こちらにつきましても今まではばらばらだったのですけれども、昨年報告したとおり、令和3年度分から過年度分もコピーで提出するというようお願いしたいと思います。

議会運営委員会からは以上となります。

○議長（小松伸介君） では、最後の報告に対しましては何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようですので、以上で議会運営委員会からの報告を閉じさせていただきます。

◎政策検討会議

○議長（小松伸介君） 最後に、3点目、政策検討会議からの報告を求めます。

山口座長。

○副議長（山口正史君） 政策検討会議からの報告をいたします。

委員の方には既にご連絡していましたが、4月18日の午後に要求水準書がホームページにアップされました。これに関しては次の、それでそれに対する説明は20日か22日という予定をしていましたが、担当課の都合により22日の臨時議会終了後、13時10分から政策検討会議を開いて、そこで担当課の説明を受けたいと思っております。

要求水準書に関してですが、一応モアノートにも載せますが、印刷物は委員分ぐらいは印刷があるかと思いますが、ちょっとまだこれ確認取れていないのですが、結構枚数が多いので、必要な方は事務局のほうに連絡して受け取っていただきたいと思っておりますので、議員全員分の印刷物は用意しておりませんので、必要な方だけ申出していただきたいと思っております。

その後、連休明けぐらいに再度、政策検討会議開いて、要求水準書に対する対応と、あとそろそろ政策提言の検討もしなければいけないので、それに対する検討を行っていききたいと思いますのですが、これは次の22日以降の委員会で決めていききたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長（小松伸介君） それでは、ただいまの報告に対しまして何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようですので、(3)の政策検討会議からの報告を閉じさせていただきます。

◎その他

○議長（小松伸介君） それでは、報告事項を終了いたしましたので、5番のその他に移ります。

まずは、何か皆様からございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、私のほうから1点だけ。ここに、今回、モアノートのほうに資料を掲載させていただいておりますけれども、令和5年度、埼玉県町村議会議長会のほうから、令和5年度の県の予算編成及び施策に関する要望についてということで、毎年、県に対して要望出していると思うのですが、そちらの検討をしてほしいということで依頼が来ております。

毎回、例年会派のほうに持ち帰っていただいて、出していただいているような形を取らせていただい

るのですけれども、今回もそのような形で考えているのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） 一応令和3年度と2年度だったかな、回答のほうも付けさせていただいておりますので、そちらのほうを参考にさせていただきながら、ちょっと検討していただきたいというふうに思います。

次回の5月の全員協議会が17日になっていますので、そこでまたちょっと調整をさせていただければと思いますので、申し訳ないですけれども、5月12日の木曜日までに会派でまとめて事務局のほうに出していただきたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。そこで、ちょっと正副で確認をさせていただいて、17日に書面でという形になると思いますけれども、出させていただきますので。この点に関しまして何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、そのような形で会派のほうで5月12日までにまとめていただきますよう、よろしく願いいたします。

では、私のほうからも終了しましたけれども、あとは事務局のほうから1点。

事務局長。

○事務局長（郡司道行君） 先ほど議運の委員長からもちょうとお話があったのですけれども、政務活動費の収支報告書についてなのですが、4月28日木曜が締切りとなりますので、それまでに収支報告書のほうをご提出をお願いいたします。

以上です。

○議長（小松伸介君） ただいまの報告に対しまして何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、28日まで提出ということでよろしく願いいたします。

では、以上でその他のほうも閉じさせていただきます。

以上で本日の全員協議会を終了といたします。

事務局にマイクをお返しいたします。

◎閉会の宣告

○事務局長（郡司道行君） 大変お疲れさまでした。

閉会につきまして、山口副議長、よろしく願いいたします。

○副議長（山口正史君） 早朝から大変質疑のほうありがとうございました。コロナのほうもちょっと落ち着いては来たのかなという気はしますが、完全には感染者数減っておりませんので、22日も臨時会がございまして、その後、5月終わった後、6月からまた定例会が始まりますので、特にゴールデンウィーク中、いろんな方と接触する機会もあると思いますので、感染対策に関しては十分ご配慮いただきたいと思います。

また、29日、せせらぎの水辺広場のほうの開所式があります。それに関しては、議長と私が出席させていただきますが、皆さん、議員の方も参加できる方は参加して見ていただきたいと、これも大分遅れましたが、やっと。いつ、どういう、土日開設と、土日を開設というよりも、噴水が運転されるということです。あと夏休み中ということなので、その辺も今回の議会だよりのトピックスのほうにも載せていますし、また町の

広報のほうでも載っているはずなので、それをご確認いただきたいと思います。
本日は大変お疲れさまでした。

(午前11時29分)